

年金生活者支援給付金制度について

年金生活者支援給付金は、公的年金等の収入やその他の所得額が一定基準額以下の年金受給者の生活を支援するために、年金に上乗せして支給されるものです。

老齢年金

生活者支援給付金

給付金を受け取れる方
(以下の全てを満たす方)

- 65歳以上の老齢基礎年金の受給者である。
- 同一世帯の全員が市町村民税非課税である。
- 前年の公的年金等の収入金額*とその他の所得との合計額が889,300円以下である。

※ 障害年金・遺族年金等の非課税収入は含まれません。

障害年金

生活者支援給付金

給付金を受け取れる方
(以下の全てを満たす方)

- 障害基礎年金の受給者である。
- 前年の所得*¹が4,721,000円*²以下である。

※¹ 障害年金等の非課税収入は、給付金の判定に用いる所得には含まれません。

※² 扶養親族の数に応じて増額。

遺族年金

生活者支援給付金

給付金を受け取れる方
(以下の全てを満たす方)

- 遺族基礎年金の受給者である。
- 前年の所得*¹が4,721,000円*²以下である。

※¹ 遺族年金等の非課税収入は、給付金の判定に用いる所得には含まれません。

※² 扶養親族の数に応じて増額。

現在、給付金を受け取られている方のお手続きは不要です。

※対象者には令和6年9月以降順次、日本年金機構から年金生活者支援給付金請求書を送付予定です。

請求書が届いたときのお問い合わせ先

●給付金専用ダイヤル

☎0570-05-4092

※手元に基礎年金番号又は、マイナンバーをご準備ください
月曜日……………午前8時30分～午後7時
火～金曜日…午前8時30分～午後5時15分
第2土曜日……………午前9時30分～午後4時

年金生活者を支援する給付金を
受け取るための大切なお知らせです。

料金後納
郵便

見本

重要手続き書類在中

開封前に、もう一度宛名をご確認ください。
他人宛の郵便物が届いた場合は、開封せず、郵便物の
表面に「誤配達」と表記して郵便ポストに投函してください。

日本年金機構
Japan Pension Service

〒168-8505
東京都杉並区高井戸3丁目5番24号

お問い合わせ:名護年金事務所 ☎0980-52-2522 ①番▶②番/村民課 年金係 ☎966-1205